

「武蔵野市葬祭場等の設置及び管理運営に関する指導事務要綱」の概要

1 指導要綱とは

葬祭場等の設置及び管理運営に関し、必要な行政指導の内容を定め、事業者及び近隣関係住民等に協力を求めることにより、紛争を未然に防止し、地域の良い住環境及び生活環境等の形成に資することを目的に「武蔵野市葬祭場等の設置及び管理運営に関する指導事務要綱」を制定しました。

令和7年5月19日から施行しています。

2 武蔵野市における要綱上の定義

(1) 葬祭場等

葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設

(2) 葬祭場等の設置

葬祭場等の建築又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更して葬祭場等にする事

(3) 事業者

葬祭場等の設置又は管理運営する者

(4) 近隣関係住民等

敷地境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲に居住する者、若しくは事業を営む者又は当該範囲内に土地若しくは建築物を所有する者

3 主な指導内容

(1) 整備に関する基準

- ア 葬祭場等の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接すること。
- イ 自動車駐車場及び自転車駐車場の駐車台数は、葬祭場等の規模等に応じ適切な台数を、同一の敷地内又は隣接地に確保すること。
- ウ 武蔵野市景観ガイドラインで定める基準により、景観に配慮すること。
- エ 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木等による緑化に努めること。

(2) 管理運営に関する基準

- ア 花輪の設置は敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。
- イ 出棺その他の儀式は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
- ウ 相当の混雑が予想される場合は、掲示による案内、整理員の配置等の適切な措置を講ずること。

エ 管理運営に伴い発生する騒音及び臭気については、防音及び防臭のための措置を講ずること。

オ 周辺の道路の状況により自動車交通の渋滞が予想される場合は、葬儀に参列する者に対し、自動車による来場を自粛するよう呼びかけるとともに、交通事故の防止に努めること。

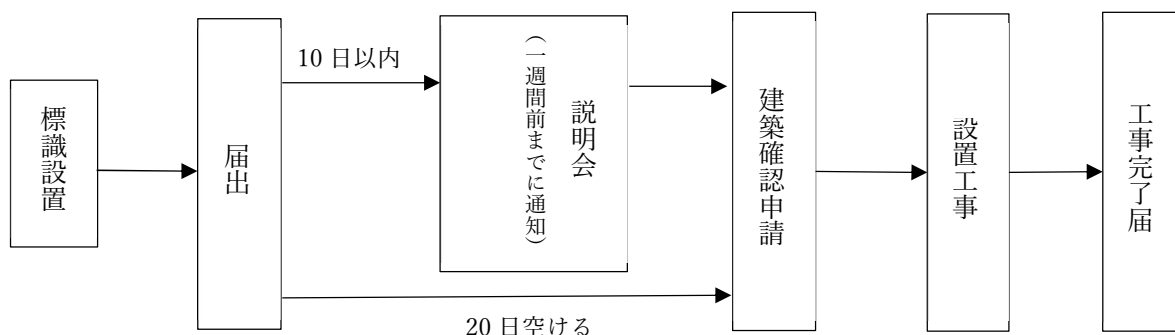
カ 施設又はその周囲に周辺地域の景観を損ねるような広告物を掲示しないこと。

キ 管理運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営についての苦情があったときは、迅速かつ適切に対応することができる体制を整えること。

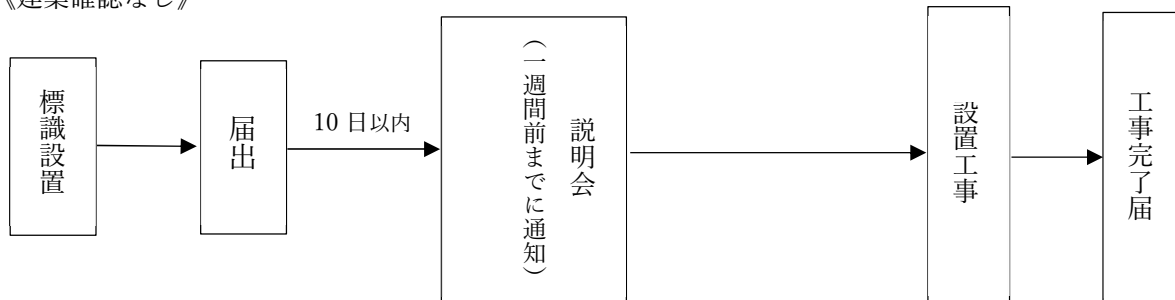
ケ 管理運営が近隣関係住民等の生活環境に及ぼす影響が特に大きいときは、近隣関係住民等と十分に協議し、必要な措置を講ずる等の適切な対応を図ること。

(3) 主な手続きの流れについて

《建築確認あり》



《建築確認なし》



4 問い合わせ先

武蔵野市 都市整備部 まちづくり推進課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28

電話番号：0422-60-1873 メール：SEC-MACHIDUKURI@city.musashino.lg.jp